

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	畜産課
根拠法令等	養ほう振興法の一部を改正する法律（平成24年6月27日公布・平成25年1月1日施行）

【改正の概要】

養ほう振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の題名等が変わったことによる規定整備

愛媛県手数料条例
別表（第2条、第3条、第7条関係）
4 農林水産関係事務手数料

事務	名称	金額
1～31 省略		
32 <u>養ほう振興法</u> （昭和30年法律第180号）第4条第1項の規定に基づく転飼の許可の申請に対する審査	転飼許可申請手数料	1場所につき150円に <u>ほう群数</u> を乗じて得た金額（その金額が2,300円を超えるときは、2,300円）
33～61 省略		
備考 省略		

↓
養蜂振興法

↓
蜂群

※養蜂振興法第4条第1項の転飼の許可：養蜂業者が他の都道府県の区域内に転飼しようとする場合の転飼先の知事の許可

施行日 公布の日

【その他参考事項】

1 養蜂振興法の概要

蜂群の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とし、蜜蜂の飼育の届出制度・転飼養蜂の許可制度等を設けている。

2 用語

- (1) 転飼 蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育すること。
- (2) 蜂群 蜜蜂の群。巣箱1つに1蜂群
- (3) 蜜ろう 蜜蜂の巣を構成する「ろう」を精製したもの（ろうそく、リップクリーム等の原料）